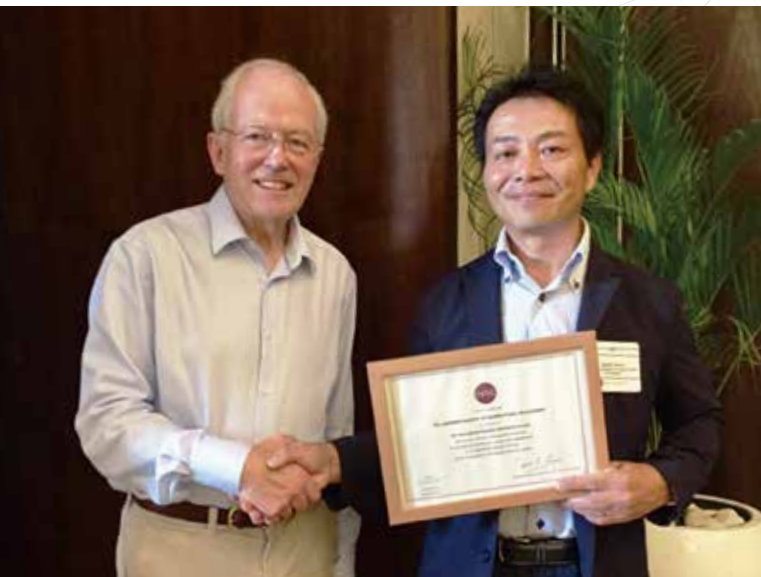


日本公認会計士協会の 国際評価基準審議会 (IVSC) への加入について

日本公認会計士協会常務理事
いのうえ こういち
井上 浩一



Tweedie議長からIVSC加入証明書の授与(2016.10.10)

日本公認会計士協会(JICPA)は、2016年10月に国際評価基準審議会(International Valuation Standards Council: IVSC)に加入した。本稿では、IVSCへの加入の経緯と今後の展望について報告する。

1. IVSCへの加入の経緯

IVSCは、堅牢な国際評価基準(International Valuation Standards: IVS)の策定及び維持並びに世界各国への評価専門家の能力開発に寄与するために設立された国際団体である。1981年にプライベートセクターの非営利組織として設立された団体であり、約50か国から約80の組織・団体が加入している。その活動の主たる内容は次のとおりである。

- ① 高品質の国際評価基準を開発し、その採用及び利用を促進すること
- ② IVSCのメンバーとなっている組織間の連携と協調を促進すること
- ③ その他の国際組織との連携及び協調を図ること
- ④ 評価専門職業に関する国際的な見解を示すこと

①の評価基準の開発においては、有形固定資産(不動産並びに機械及び設備など)、事業評価(企業への投資、無形資産及び知的財産、並びに非金融資産)、及び金融商品という3つの分野の評価基準を作成している。

日本公認会計士協会に対しては、2015年11月に、IVSCの評議員である山田辰己会員を通じて加入要請があり、これを受けて、下記の加入のメリットとデメリットを比較して検討を行った。その結果、情報入手の必要性や既に参加済みの日本不動産鑑定士協会連合会からも加入要請があったこと等を踏まえ、6つある会員区分のうちの公共団体会員(Institutional Member)として加入することとした。

IVSCは、評価に関する国際的な基準設定団体としての任意団体であり、各国の不動産鑑定関係の団体のみならず、米国公

認会計士協会 (AICPA) やイングランド及びウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW)、Big4事務所などの会計士系の団体・組織も加入している。したがって、IVSCは将来的に、評価基準のグローバルスタンダード化や評価に携わるプロフェッショナルの教育育成・品質管理などの分野において、重要な影響を有する団体になる可能性がある。

a. JICPAがIVSCに加入することのメリット

- ① IVSCは、有形固定資産、事業評価及び金融商品という3つの分野の「評価基準」を作成しているが、これらのうち、事業評価には多くの公認会計士が関与しており、JICPAがIVSCに会員として参加し、直接的な関係を構築することは、そのような公認会計士の活動を支えるために重要である。
- ② JICPAでは、企業評価に関して経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」及び同研究報告第57号「無形資産の評価実務—M&A会計における評価とPPA業務—」を作成しており、その内容は、会員のみならず、多くの企業価値評価実務において参照されている。IVSCに加入して積極的な情報発信を行うことにより、「企業価値評価ガイドライン」等の内容がIVSに反映され、グローバル基準に日本の評価業務の考え方及び実務慣行を組み込むための道筋をつけることにつながる。
- ③ IVSCは、国際会計基準審議会 (IASB) との連携を強めている。例えば、国際財務報告基準 (IFRS) において公正価値の概念が定義されており、公正価値の算定に当たっては、IVSに準拠する評価人が行うという役割分担が浸透しつつある。IASBとこのような関係を持ちつつあるIVSCの活動にJICPAが関与することは、この業務に携わるJICPAの会員の活動を支援することにつながる。
- ④ 我が国における財務諸表監査においても、減損やM&Aの局面で、評価が極めて重要な位置を占めるようになってきている。日本企業の独立会計監査人としての立場からも評価人

の実施する評価の品質向上は必要であると考えられ、その観点からも、JICPAが積極的にIVSCに参加する意義は深い。

- ⑤ IVSCに早い段階から参画することで、評価業務に対して、公認会計士が積極的にメッセージを打ち出すことができ、競争の激しい評価業務の市場において、公認会計士の業務獲得機会が増加すると考えられる。

b. JICPAがIVSCに加入することのデメリット (懸念事項)

- ① IVSCに加入することによって「国際評価基準」を日本も遵守 (アドプション) することが強要されるリスク:
 現行のIVSそのものの内容は、ごく一般的な評価手法を紹介しているのみであり、JICPAの「企業価値評価ガイドライン」で取り上げられている内容と比して特段の齟齬はない。
 今後、その内容が改正される可能性はあるが、IVSCのStandards Boardが独自の理論を展開して新たな基準を開発するのではなく、各国の実務慣行を集約して策定する方針とされており、全く新たな評価方法を開発して提案される可能性はないものと思われる。なお、評価方法そのものについては、会計基準のように各国が独自にその基準を開発し、規則化してきたという歴史は見受けられず、また、各国の実務慣行同士にさほどのGAPがあるとは考えられていない。
- ② IVSCに加入することによって、現在、日本の公認会計士が特段の制約なく評価業務を行っていることについて何らかの制限 (資格要件など) が求められるリスク:
 現状においては、他の先進国においても無形資産や事業の評価業務を行うプロフェッショナルに対して、国家資格あるいはそれに準ずる資格を要求されていない。ただし、特段の資格要件の義務付けとまではいたらなくとも、今後において、各職業団体に対して専門家としての業務品質のレベルアップの努力を求められる可能性はある。
 これは、資本市場からの根源的なニーズであり、必ずしもIVSCに加入したからその要求水準が高まるという性質のもの

日本公認会計士協会の 国際評価基準審議会 (IVSC) への加入について

のではない。仮に、国際的な要求水準がそのようなレベルに達する時代になったときには、その要求水準にしっかりと応える準備ができているのは日本において公認会計士であるという地位が確立されていなければならない。

評価業務を行う会員に対して一定程度の教育研修を義務付ける時代がくるかもしれないということは、想定の内においておく必要がある。

なお、最悪のシナリオではあるが、たとえ、IVSCが日本にとって現実的ではない提案を行ってきたとしても、それを拒否する余地は残されている。IVSCは任意団体であり、会員に対して努力目標を提示することはあるとしても強制する権限は有していない。また、JICPAは任意に加入しているのだから、任意に離脱するオプションも有している。

2. 我が国及びJICPAへの影響と対応

現在のIVSC議長は、スコットランド出身のSir David Tweedieであり、長年、IASBの議長をしてきた人物である。筆者は2016年10月にバリで行われたIVSC総会に出席したが、そこでTweedie卿は、「国際会計基準においてはFair Valueが重要な概念として取り扱われているが、いったい誰がその評価を行うのかという問題が残されている。今は評価業務を必ずしもプロフェッショナルとはいえない人物・組織でもその業務を行っているのが現状ではあるが、IVSCはこの点について問題提起し、国際的に堅牢な評価基準の開発とその評価に携わるプロフェッショナルの能力開発が重要であると考えている。」という趣旨の発言をされていた。

国際会計基準におけるFair Valueの評価などについては、World Bankや各国証券取引所、金融当局による関心も高く、私的団体であるIVSCの認知度も高くなっていくことが見込まれる。現在のところ、これに伍する国際組織が存在していないことから、IVSCが示す基準が今後のデファクトスタンダードとなっていく可能性がある。なお、今回の総会で、World Bankの

一組織であるIFC (International Financial Corporation) が新規加入している。

不動産鑑定士協会連合会に加えてJICPAが加入したことにより、日本が今後のIVS改訂 (特に、Business Valuationの分野) において発言力を高め、国際基準策定の一翼を担うことが期待される。このたびIVSCのBusiness Valuation Boardのメンバーとなることとなった岩田宜子公認会計士は、JICPAにおいてもバリュエーション専門部会のオブザーバーとなったので、両組織の今後の緊密な連携が期待される。

なお、JICPAのバリュエーション専門部会は、今まで、企業価値評価ガイドラインや無形資産の評価に関する研究報告を公表してきたので、これらの要約版を英訳してIVSCのメンバーに参考情報として提供することを計画している。

また、今回、IVSCが改訂したIVS2017については、日本不動産鑑定士協会連合会と共同で日本語に翻訳をすることを計画している。